

2015 年（平成 27 年）11 月 2 日

電子記録債権利用契約（支払企業用）を  
ご締結いただいておりますお客さま および  
お申込みをご検討いただいておりますお客さまへ

日本電子債権機構株式会社  
株式会社 三菱東京 UFJ 銀行

### 電子記録債権利用契約の改訂のお知らせ

いつも電手決済サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、今般、電手決済サービスの利便性をより向上させるべく、本年 12 月 7 日（以下「基準日」といいます。）に株式会社三菱東京 UFJ 銀行および日本電子債権機構株式会社の、電手決済サービスに関するシステムをバージョンアップした新システムをリリースいたします。

新システムリリースに伴い、下記のとおり、電子記録債権利用契約（支払企業用）（以下「利用契約」といいます。）を改訂します（以下、改訂した後の利用契約を「改訂後の契約」といいます。）ので、利用契約第 30 条第 1 項本文に基づき、お知らせします。

なお、電手決済サービスのお取引にかかる、改訂後の契約の適用開始日は基準日とし、同日以降、新サービスをご提供いたします。

### 記

#### 1. 改訂の概要

電手決済サービスのシステムの新システムへのバージョンアップに伴い、利用契約を以下の観点から改訂します。詳細につきましては、別紙〈電子記録債権利用契約（支払企業用）新旧対照条文〉をご覧ください。

##### (1) システムの機能拡張に伴う改訂

###### ① BizSTATION による電手決済サービスのインターネットサービスの利用開始

BizSTATION とは、お客さまがオフィスからインターネットに接続するだけで、振込・振替、給与振込、残高照会などの銀行取引を行える、株式会社三菱東京 UFJ 銀行が提供するインターネットバンキングサービスです。

今般、BizSTATION をご利用されるお客さまにおかれましては、別途の手続きをとられた上で、BizSTATION の ID、パスワードで、電手決済サービスに係る電子記録債権の発生記録情報の提供を行うことができるようになります（第 7 条）。

②発生記録請求についての異議または撤回、もしくは変更に関する手続の変更

発生記録にかかる請求確認通知に関する異議または撤回、もしくは発生記録前の変更をインターネットサービスで行うことができるようになります(第10条)。各手続および手続の時限につきましては、別途お渡しする『電手決済サービス WEB サービス操作マニュアル(支払企業編)』をご覧ください。

③譲渡、分割記録回数の設定の取扱い

従来、譲渡記録回数、分割記録回数をご指定されていない場合は、当該回数を9,999回と自動的に設定していましたが、基準日以後に請求委託の申込みを受け付けた電子記録債権について、回数のご指定をされない場合は、譲渡記録回数、分割記録回数は設定されず、譲渡回数及び分割回数にかかる制限はなくなります(第11条)。

(2)用語の整理、実務との整合性

実際の手続との整合性を図るため、用語名称、用語の定義、条項の規定を改訂し、また誤表記のあった箇所を訂正します(第2条、第3条、第6条、第7条、第11条、第12条、第17条、第18条、第26条)。

2. お客さまにご留意いただきたい事項

以下のとおり、今般の契約改訂に基づく新サービスを、お客さまの契約のご締結の時期にかかわらず、全てのお客さまにご提供いたします。

(1) 基準日より前に、改訂前の契約を既にご締結いただいているお客さま

改訂前の契約を既にご締結いただいているお客さまにも、利用契約第30条第1項本文の規定に基づき、基準日より改訂後の契約が適用されますので、当該契約に基づき新サービスをご提供いたします。

(2) 改訂後の契約でお申込みされるお客さま

改訂後の契約(「契約条文集」に「平成27年10月版」と記載されています。)でお申込みいただき、ご締結いただくお客さまには、当該契約に基づき新サービスを基準日よりご提供いたします。

以上

今回の改訂についてご不明な点などございましたら、以下までご連絡、ご照会ください。

お問い合わせ窓口

株式会社三菱東京UFJ銀行

法人決済ビジネス部 電手 担当

電話番号：03-6259-2744

受付時間：銀行営業日 9:00~17:00

〈電子記録債権利用契約（支払企業用）新旧対照条文〉

改訂前	改訂後
<p>第2条（用語の定義）</p> <p>1 本契約における用語の定義は以下のとおりとします。</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>(9) <u>「サービス管理者」とは、本サービスに係るお客さまの担当者をいいます。</u></p> <p>(10)～(13)（略）</p> <p>(14) 「請求確認通知」とは、<u>請求代行者から電子記録の請求の内容の確認のために送付される通知をいいます。</u></p> <p>(15) 「記録予定通知」とは、請求確認通知の受領者から当該通知内容につき異議又は撤回が述べられなかった場合に、<u>請求代行者から電子記録の請求を行う旨を知らせるために送付される通知をいいます。</u></p> <p>(16)・(17)（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>第2条（用語の定義）</p> <p>1 本契約における用語の定義は以下のとおりとします。</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>(9) <u>「管理責任者」とは、第6条第1項に基づき、お客さまから本サービス提供者に届け出られた、お客さまのご担当者をいいます。</u></p> <p>(10)～(13)（略）</p> <p>(14) 「請求確認通知」とは、<u>請求代行者からお客さまに対し、電子記録の請求の内容の確認のために送信される通知をいいます。</u></p> <p>(15) 「記録予定通知」とは、請求確認通知の受領者から当該通知内容につき異議又は撤回が述べられなかった場合に、<u>請求代行者から債権者に対し、電子記録の請求を行う旨を知らせるために送付又は送信される通知をいいます。</u></p> <p>(16)・(17)（略）</p> <p>2（略）</p>
<p>第3条（利用者登録）</p> <p>当機関は、業務規程第8条に従い、利用者台帳にお客さまの情報を登録します。<u>なお、利用者台帳に登録される口座の数は1つとし、お客さまが複数の口座の利用を希望するときは、口座ごとに、利用契約（支払企業用）及び口座間送金決済契約を締結し、利用者登録を申請していただきます。</u></p>	<p>第3条（利用者登録）</p> <p>当機関は、業務規程第8条に従い、利用者台帳にお客さまの情報を登録します。〔削除〕</p>
<p>第6条（サービス管理者）</p> <p>1 お客さまは、本サービスを利用するにあたり、本サービス提供者に対して、<u>サービス管理者を</u>所定の手続により届け出るものとします。</p> <p>2 <u>サービス管理者又はサービス管理者に関する登録内容</u>に変更が生じた場合には、お客さまは、本サービス</p>	<p>第6条（管理責任者）</p> <p>1 お客さまは、本サービスを利用するにあたり、本サービス提供者に対して、<u>管理責任者を</u>所定の手続により届け出るものとします。</p> <p>2 <u>管理責任者又は管理責任者に関する登録内容</u>に変更が生じた場合には、お客さまは、本サービス提供者</p>

ス提供者に対して、すみやかに所定の手続により届け出るものとします。本サービス提供者は、本サービス提供者内での変更登録処理が完了するまでの間、サービス管理者又はサービス管理者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、本サービス提供者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービス提供者は責任を負いません。

- 3 本サービス提供者がお客さまに対して本サービスに関する通知等を行う場合、本サービス提供者に対し届出のあった連絡先等に宛てて、所定の方法により行うこととし、かかる通知等がなされた場合、サービス管理者に対しても通知がなされたものとみなします。

に対して、すみやかに所定の手続により届け出るものとします。本サービス提供者は、本サービス提供者内での変更登録処理が完了するまでの間、管理責任者又は管理責任者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、本サービス提供者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービス提供者は責任を負いません。

- 3 本サービス提供者がお客さまに対して本サービスに関する通知等を行う場合、本サービス提供者に対し届出のあった連絡先等に宛てて、所定の方法により行うこととし、かかる通知等がなされた場合、管理責任者に対しても通知がなされたものとみなします。

第7条（インターネットサービスを利用した電子記録の情報提供）

- 1 お客さまがインターネットサービスを利用して、本サービス提供者に対して電子記録の請求に必要な情報の提供を行う場合には、お客さまは、本サービス提供者に対して所定の方法により、あらかじめ本サービスを利用する都度サービス管理者ご本人であることを確認するためのログイン ID（以下「ログイン ID」といいます。）を届け出るものとします。

2 （略）

- 3 お客さまは、本サービス提供者所定の方法で、お客さまご本人であることの確認に必要な電子証明書及び秘密鍵を取得・生成し、サービス管理者の端末にインストールするものとします。なお、電子証明書には有効期間があるため、本サービスの利用を継続するためには、有効期間が満了する前に電子証明書を更新する必要があります。この場合、お客さまには、本サー

第7条（インターネットサービスを利用した電子記録の情報提供）

- 1 お客さまがインターネットサービスを利用して、本サービス提供者に対して電子記録の請求に必要な情報の提供を行う場合には、お客さまは、本サービス提供者に対して所定の方法により、あらかじめ本サービスを利用する都度管理責任者ご本人であることを確認（以下「認証」といいます。）するためのユーザ ID（以下「ユーザ ID」といいます。）を届け出るものとします。

なお、利用するインターネットサービスが三菱東京UFJ銀行の提供するBizSTATION（以下「BizSTATION」といいます。）である場合には、上述の届出に加え、BizSTATIONのBiz契約者番号等請求代行者所定の事項を届け出るものとします。

2 （略）

- 3 お客さまは、本サービス提供者所定の方法で、お客さまご本人であることの確認に必要な電子証明書及び秘密鍵を取得・生成し、管理責任者の端末にインストールするものとします。なお、電子証明書には有効期間があるため、本サービスの利用を継続するためには、有効期間が満了する前に電子証明書を更新する必要があります。この場合、お客さまには、本サービス

ビス提供者所定の方法で電子証明書の更新を行っていただきます。

- 4 お客さまが本サービスを利用する際又は電子記録の請求に必要な情報の提供を行う際、本サービス提供者は、お客さまから都度提示を受けるパスワード、ログインID及び電子証明書（以下「パスワード等」といいます。）を、あらかじめお客さまが本サービス提供者に届け出ているパスワード等と比較して一致することを確認することにより、お客さま確認を行います。

5～7 （略）

- 8 お客さまが、パスワード等を失念若しくは紛失し、又は盗難に遭った場合には、すみやかにお客さまご本人から本サービス提供者に届け出ていただきます。また、お客さまが、サービス管理者用の電子証明書を紛失した場合、盗難された場合、又は破損した場合は、すみやかにお客さまご本人から本サービス提供者に届け出るとともに、電子証明書の再発行を受けていただきます。（略）

9・10 （略）

第10条（請求確認通知に対する異議及び撤回）

- 1 第12条その他の本契約の規定に従い請求代行者が行う請求確認通知に対して、お客さまを含む請求当事者から異議又は撤回が述べられた場合には、請求代行者は、当該請求確認通知に係る電子記録の請求手続を行わないこととし、お客さまはこれを了承します。ただし、請求代行者が記録予定通知を送信した後は、お客さまは異議又は撤回を述べることができませんので、請求代行者が記録予定通知を送信した後に、お客さまが電子記録の内容の変更をご希望される場合には、お客さまは、第18条に従い変更記録の請求をす

提供者所定の方法で電子証明書の更新を行っていただきます。

- 4 お客さまが本サービスを利用する際又は電子記録の請求に必要な情報の提供を行う際、本サービス提供者は、お客さまから都度提示を受けるパスワード、ユーザID及び電子証明書（以下「パスワード等」といいます。）を、あらかじめお客さまが本サービス提供者に届け出ているパスワード等と比較して一致することを確認することにより、お客さま確認を行います。

なお、インターネットサービスを利用する場合の認証の方法として BizSTATION を選択される場合には、BizSTATION で使用しているパスワードを本項に規定される「お客さまから都度提示を受ける」パスワードとして使用するものとします。

5～7 （略）

- 8 お客さまが、パスワード等を失念若しくは紛失し、又は盗難に遭った場合には、すみやかにお客さまご本人から本サービス提供者に届け出ていただきます。また、お客さまが、管理責任者用の電子証明書を紛失した場合、盗難された場合、又は破損した場合は、すみやかにお客さまご本人から本サービス提供者に届け出るとともに、電子証明書の再発行を受けていただきます。

9・10 （略）

第10条（請求確認通知に対する異議又は撤回）

- 1 第12条その他の本契約の規定に従い請求代行者が行う請求確認通知に対して、お客さまから異議又は撤回が述べられた場合には、請求代行者は、当該請求確認通知に係る電子記録の請求手続を行わないこととします。ただし、お客さまが異議又は撤回を述べることができるのは、記録日の4営業日前における請求代行者所定の時間までとし、当該時間以降は、お客さまは異議又は撤回を述べることができませんので、当該時間以降に電子記録の内容の変更をご希望される場合には、お客さまは、第18条に従い変更記録の請求

<p>るものとしします。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>をするものとしします。<u>なお、お客さまが請求確認通知に対して異議又は撤回を述べる場合は、請求代行者所定の手続を行うものとしします。</u></p> <p>2・3 (略)</p>
<p>第 11 条 (発生記録の請求委託)</p> <p><u>1</u> お客さまは、請求代行者に対して、次の各号に定める発生記録の請求を委託することができません。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 発生記録がされた日の 1 年後の<u>応答日</u>の翌日以降を支払期日とする発生記録、又は請求代行者が認める場合を除き、発生記録がされた日の翌営業日から 10 営業日以内の日を支払期日とする発生記録</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) <u>譲渡記録の回数を 9,999 回以下とする定めを置かない発生記録</u></p> <p>(8) <u>分割記録の回数を 9,999 回以下とする定めを置かない発生記録</u></p> <p>(9) <u>譲渡記録の回数の定めと分割記録の回数の定めが共通でない発生記録</u></p> <p>(10) <u>電手買取銀行所定の極度額を超えることとなる金額を債権金額とする発生記録</u></p> <p>(11) <u>法第 16 条第 2 項各号の記録事項のうち、以下に掲げるもの以外を記録事項とする発生記録</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>2</u> <u>請求代行者は、お客さまからの発生記録の請求において、譲渡記録及び分割記録について回数制限を設けることについての特段の指示がない場合であっても、以下の回数を上限回数として発生記録の請求を行います。</u></p> <p>① <u>譲渡記録の制限回数 9,999 回</u></p> <p>② <u>分割記録の制限回数 9,999 回</u></p> <p><u>3</u> <u>当機関は、業務規程第 24 条で定める支払不能措置の適用がある電子記録債権についての発生記録の請求がなされた場合には、当該発生記録に係る記録原簿に付属する所定の記載欄に、支払不能措置の適用がある旨の表示を行います。</u></p>	<p>第 11 条 (発生記録の請求委託)</p> <p>お客さまは、請求代行者に対して、次の各号に定める発生記録の請求を委託することができません。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 発生記録がされた日の 1 年後の<u>応当日</u>の翌日以降を支払期日とする発生記録、又は請求代行者が認める場合を除き、発生記録がされた日の翌営業日から 10 営業日以内の日を支払期日とする発生記録</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>(7) <u>譲渡記録の回数の定めと分割記録の回数の定めが共通でない発生記録</u></p> <p>(8) <u>電手買取銀行所定の極度額を超えることとなる金額を債権金額とする発生記録</u></p> <p>(9) <u>法第 16 条第 2 項各号の記録事項のうち、以下に掲げるもの以外を記録事項とする発生記録</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p>

<p>第 12 条（発生記録に関する手続）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 電手買取銀行は、前項に基づき提供を受けた発生記録情報をもとに、<u>第 11 条第 1 項第 10 号</u>に定める極度額の範囲内であるか否かを確認し、その結果を、当該情報の提供がされた日当日に、請求代行者及びお客さまに通知します。</p> <p>5～7（略）</p> <p>8 請求代行者は、お客さまから前項の異議又は撤回が述べられなかった場合には、<u>お客さま及び債権者に対し記録予定通知</u>を行い、発生記録情報に従って当機関に対して当該発生記録情報に係る発生記録の請求を行うものとします。</p> <p>9（略）</p>	<p>第 12 条（発生記録に関する手続）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 電手買取銀行は、前項に基づき提供を受けた発生記録情報をもとに、<u>第 11 条第 8 号</u>に定める極度額の範囲内であるか否かを確認し、その結果を、当該情報の提供がされた日当日に、請求代行者及びお客さまに通知します。</p> <p>5～7（略）</p> <p>8 請求代行者は、お客さまから前項の異議又は撤回が述べられなかった場合には、<u>債権者に対し記録予定通知</u>を行い、発生記録情報に従って当機関に対して当該発生記録情報に係る発生記録の請求を行うものとします。</p> <p>9（略）</p>
<p>第 17 条（分割記録の請求委託）</p> <p>1（略）</p> <p>2 請求代行者は、分割債権記録に記録されるべき譲渡記録及び分割記録の記録可能回数を、当該請求時点で原債権記録に記録されている回数（分割記録については当該回数から 1 を控除した回数）を 2 で除した回数（1 に充たない端数は切り上げる。）として分割記録の請求を行います。</p>	<p>第 17 条（分割記録の請求委託）</p> <p>1（略）</p> <p>2 請求代行者は、<u>電子記録債権に、譲渡記録の回数及び分割記録の回数につき上限が記録されている場合は、分割債権記録に記録されるべき譲渡記録及び分割記録の記録可能回数を、当該請求時点で原債権記録に記録されている回数（分割記録については当該回数から 1 を控除した回数）を 2 で除した回数（1 に充たない端数は切り上げる。）として分割記録の請求</u>を行います。</p>
<p>第 18 条（変更記録の請求委託）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 お客さまは、次の各号に定める事由が生じた場合、当該各号の規定に従った変更記録の請求をあらかじめ請求代行者に委託したものとし、請求代行者は、各号の規定に従い、当機関に変更記録の請求を行います。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) お客さまが<u>第 12 条第 8 項に規定される発生記録の記録予定通知発信後、発生記録の記録日までの間に、お客さまが発生記録の削除又は変更を希望したと</u></p>	<p>第 18 条（変更記録の請求委託）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 お客さまは、次の各号に定める事由が生じた場合、当該各号の規定に従った変更記録の請求をあらかじめ請求代行者に委託したものとし、請求代行者は、各号の規定に従い、当機関に変更記録の請求を行います。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) お客さまが<u>第 10 条第 1 項に規定される異議又は撤回を述べることができる期間を経過した後、発生記録の記録日までの間に、お客さまが発生記録の削除</u></p>

<p>き：発生記録の削除又は変更を内容とする変更記録</p> <p>(4) (略)</p>	<p>又は変更を希望したとき：発生記録の削除又は変更を内容とする変更記録</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第 26 条（お客さまの情報の利用）</p> <p>1 本サービス提供者、決済銀行、事務代行会社及び請求代行補助者は、お客さまから取得する情報（お客さまの代表者又は<u>サービス管理者</u>に関する個人情報等を含みます。）を、お客さま及びお客さまを当事者とする電子記録債権における他の当事者に対して本サービス又は口座間送金決済に係るサービスを提供するために利用するものとし、それ以外の目的には利用しません。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第 26 条（お客さまの情報の利用）</p> <p>1 本サービス提供者、決済銀行、事務代行会社及び請求代行補助者は、お客さまから取得する情報（お客さまの代表者又は<u>管理責任者</u>に関する個人情報等を含みます。）を、お客さま及びお客さまを当事者とする電子記録債権における他の当事者に対して本サービス又は口座間送金決済に係るサービスを提供するために利用するものとし、それ以外の目的には利用しません。</p> <p>2・3 (略)</p>

以上